

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宇土市は、国道3号線と国道57号線、熊本の交通の要ともいえる2本の道路が走っていることもあり、市の中心部の地域では、人口増加又は横ばいで推移しているが、海や山などの自然が豊かな地域では、著しく人口減少が続いているが、市全体の人口は今後も減少傾向で推移すると見込んでいる。

産業構造としては、古くは農林水産業を中心に栄えてきた市であったが、現在では小売業、建設業、製造業等と多様な業種が宇土市の経済・雇用を支えている状況である。

しかしながら、市内の中小企業数については、経営者の高齢化・労働者人口の減少による人手不足などにより減少傾向にある。現状を放置すると、市内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、市内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等を解消する事業基盤を構築するとともに、事業承継につながる取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

##### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体となり、更に経済発展・雇用促進を目指す。

これらを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

宇土市の産業は、小売業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が宇土市の経済・雇用を支えている。これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現させるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する必要がある。したがって、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

宇土市の産業は、市内全域に立地している。これらの地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、宇土市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

宇土市の産業は、小売業、建設業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が宇土市の経済・雇用を支えている。これらの産業で広く、事業者の生産性向上を実現させるため、多様な産業の多様な設備投資を支援する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年7月27日～令和9年7月26日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を、先端設備等導入計画の認定の対象外とするなど、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象外とするなど、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税を滞納している事業者については、先端設備等導入計画の認定の対象外とするなど、納税の公平性に配慮する。

市内に従業員を配置した工場や事業所等がなく、全量売電を目的とする太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、先端設備等導入計画の認定の対象外とするなど、雇用の創出や地域経済の発展等に配慮する。

当該先端設備等導入計画または申請者の事業活動が、不法行為、不正行為、その他社会的信用を損なわせるようなものであると認められる場合は、認定の対象外とする。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。